

【総領事館からのお知らせ:旅券・領事手数料の改定について】

平成27年3月25日(総15第08号)  
在デンパサール日本国総領事館

今年4月1日(水)から旅券・領事手数料の改定を予定しておりますので、主なものについて以下のとおりお知らせ致します。

4月1日以降に旅券・証明等の申請を受け付けた場合は、改定後(平成27年度)手数料を交付時に頂戴致します。なお、手数料は、申請を受け付けた日で決定されます。

(例:3月31日10年旅券申請受付、4月2日交付の場合 → Rp.1, 680, 000)

(単位はルピア。( )書きは前年度手数料)

申請区分

1. IC旅券

(1)10年旅券	1, 760, 000(1, 680, 000)
(2-a)5年旅券	1, 210, 000(1, 160, 000)
(2-b)申請時12歳未満	660, 000( 630, 000)
(3)査証欄増補	270, 000( 260, 000)

2. 証明

(1)在留証明	130, 000( 130, 000)
(2)出生・婚姻等の証明	130, 000( 130, 000)
(3)署名証明	190, 000( 180, 000)

3. 査証(ビザ)

(1)一般入国査証	330, 000( 320, 000)
(2)数次入国査証	660, 000( 640, 000)
(3)通過査証	80, 000( 70, 000)

旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。平成26年度は10, 000ルピア当たり95円でしたが、平成27年度は91円となっております。

なお、ご不明な点につきましては、当館領事班までお問い合わせ下さい。

以上